

建設副産物特記仕様書

1 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
RC-40	RC-40	下層路盤	
		水路工	

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により積算している。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	アスファルト殻	コンクリート殻	
設計運搬距離	L=20.5km	L=20.1km	
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 補装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する補装版切断濁水は、下記により積算している。

設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

8 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

特記仕様書

(土木工事用県産材製品)

1 (適用)

この仕様書は、設計図書に示された、林業土木工事標準図による土木工事用県産材製品に適用する。

2 (材料)

前項の工事材料は県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材で、産地を証明する書類の提示により確認可能なものとし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3 (規格)

別添、林業土木工事標準図及び設計図書による。

なお、パネル部材を用いた製品のパネル部について、中目材以上の材を使用する場合は、半割・四つ割材等を使用することができる。

4 (産地を証明する書類)

産地を証明する書類とは、本工事で使用する木材が新潟県産材であることを示した書類のこととし、様式は別紙を参考とすること。

詳細は下記のとおりとする。

(1) 記載内容について

次のア～ウの項目については必須項目とし、下表により根拠となる書類(伐採届等)の写しを添付すること。

なお、その他(屋敷林等)における伐採で下表によらない場合は、※1 森林所有者等による独自の証明を添付すること。

ア 伐採箇所

イ 伐採時期

ウ 樹種

伐採する森林の種類			根拠となる書類
民有林	普通林	森林經營計画 対象森林の伐採	<input type="radio"/> 森林經營計画に係る伐採等の届出書(森林法第15条)
		森林經營計画 対象森林以外の伐採	<input type="radio"/> 伐採に係る森林の状況報告書(森林法第10条の8)
	その他届出が必要な伐採 (別途伐採根拠が森林法で定められているものを含む)	<input type="radio"/> 林地の開発に係る伐採完了届(森林法第10条の2) <input type="radio"/> 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類 〔例〕特定間伐等促進計画に基づき、県の民有林造林事業を活用した場合 <input type="radio"/> 交付申請書及び交付決定査定調書等 <input type="radio"/> 森林所有者等による独自の証明※1 〔例〕事業用電気工作物の支障となる立木を伐採する場合(森林法第14条の2) ※1 所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨等を記述したもの	
		全て	<input type="radio"/> 保安林(保安施設地区)内立木伐採完了届出書(森林法第34条) <input type="radio"/> 保安林(保安施設地区)内折伐(間伐)届出書等 注)届出書は、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書
国有林	国有林野、官行造林	全て	<input type="radio"/> 森林管理署等と交わした製品売買契約書 <input type="radio"/> 立木販売箇所の作業計画届

(2) 発行者及び書類の流れについて

産地を証明する書類の発行者は立木を伐採した者とし、原木の納入先である木材加工業者等に原本を提出する。工事請負業者は木材加工業者等に書類の写しの提出を求める。

(3) 県内調達に関する特記仕様書との重複について

産地を証明する書類は、県内調達に関する特記仕様書に基づくものと兼ねることができる。

別紙

[参考様式]

県産材产地証明書

様

年　月　日
(住所・氏名・連絡先等)
印

下記のとおり、本工事で使用する木材が新潟県産材であることを証明します。

記

工事番号・工事名	
工事箇所	
丸太規格	
製品名称・規格	
丸太(製品)数量	
伐採箇所*	
伐採時期*	
樹種*	

*「伐採箇所」、「伐採時期」、「樹種」の根拠となる書類(伐採届等)の写しを添付すること。

参考

記載例（立木を伐採した者が木材加工業者等に提出する場合）

県 産 材 产 地 証 明 書

株式会社○○○○木材 様

令和 6年 9月 1日

(住所・氏名・連絡先等)

○○○○森林組合
組合長 ○○○○○○

〒950-○○○○
新潟県○○市○○字○○
TEL ○○○-○○○-○○○○

下記のとおり、本工事で使用する木材が新潟県産材であることを証明します。

記

工事番号・工事名	○○第1号 ○○○○工事
工 事 箇 所	新潟市○○○○ 地内
丸 太 規 格	2m
製品名称・規格	—
丸太（製品）数量	20 本
伐 採 箇 所*	村上市
伐 採 時 期*	令和6年7月1日～8月1日
樹 种*	スギ

*「伐採箇所」、「伐採時期」、「樹種」の根拠となる書類（伐採届等）の写しを添付すること。

参考

記載例（立木を伐採した者が木材加工も行い、工事請負業者に提出する場合）

県 産 材 產 地 証 明 書

△△△建設株式会社 様

令和 6 年 10 月 1 日

(住所・氏名・連絡先等)

△△△森林組合

組合長 △△△△△△△

印

〒950-△△△△

新潟県△△市△△字△△

TEL △△△-△△△-△△△△

下記のとおり、本工事で使用する木材が新潟県産材であることを証明します。

記

工事番号・工事名	○○第2号 ○○○○工事
工 事 箇 所	長岡市○○○○ 地内
丸 太 規 格	—
製品名称・規格	パネル柵 0.8m 壁材：φ=8cm、L=1.50m 杣木：φ=8cm、L=1.50m
丸太（製品）数量	壁材：110枚、杭木：20本
伐 採 箇 所*	柏崎市
伐 採 時 期*	令和6年8月1日～9月1日
樹 种*	スギ

*「伐採箇所」、「伐採時期」、「樹種」の根拠となる書類（伐採届等）の写しを添付すること。

特記仕様書

(コンクリートの品質確保における試験の実施)

本工事で施工する水路工、集水樹工の施工にあたっては、W/Cミータによるコンクリート単位水量及び水セメント比管理要領（案）（平成26年6月）に基づき単位水量測定器（W/Cミータ〔MT-200〕〔MT-300〕〔MT-400〕）を用いて単位水量と水セメント比の測定を行うものとする。なお、品質管理基準は、新潟県林業土木工事標準仕様書及び林業土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）によるものとする。

また、水セメント比を算出し、監督員に提出するものとする。